

◇寄稿

財団にのぞむ

千葉市環境局長 岩崎 彦明

◇行政情報

廃棄物処理法に基づく省令改正の概要

◇公共関与による廃棄物最終処分場の
建設に向けて

(財)山梨県環境整備事業団・総務課長 今村 均

◇平成10年度事業計画決定

—— 第21回理事会開催 ——

財団にのぞむ



千葉市環境局長
岩崎彦明

このたび、指定都市事務局の推薦をいただき評議員に就任いたしました。

私が廃棄物行政に携わるようになって、今年の八月でようやく一年を迎えますが、その間、テレビや新聞などで目にしてきた産業廃棄物関係の情報は、マイナスイメージのもの一色であったように記憶しております。

しかし、現実にはマスコミが取り上げなかったニュースに廃棄物処理業者の組合が不法投棄廃棄物の撤去に協力したケースや、優良企業の表彰等、業界をイメージアップするようなものもあったわけです。

更に、行政の立場から業界を見渡してみれば、産業廃棄物の適正処理に全社をあげて奮闘している企業や、廃棄物のリサイクルに社運をかけて事業展開を進めている事業者も数多く存在することが分かり、私にとっての産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対するイメージは修正を迫られることになりました。

そこで、私が今財団に望みたいことは、産業廃棄物業界全体のイメージアップであります。一部の悪質業者の違反行為が、業界全体のイメージを著しく損ねている現状は、産業廃棄物の減量化・リサイクル化、産業廃棄物処理施設の設置推進等にとって大きな障害となっております。

例えば、モデル事業的に優良企業を援助し、国

民から信頼される大企業に育成し、業界全体のレベルアップを図っていくような取り組みが考えられます。

現在、千葉市内において、廃OA機器を手作業で解体・選別することを業にしている産業廃棄物処理業者がおり、昨年末、この事業所に立ち入る機会がありました。その時、私はこの作業により、機器のカートリッジや電池などの部品がメーカーに返却されリサイクルに回る一方、その他の部品についても、基盤やモーターなどは百パーセント有価物として売却され、廃棄物となるのはプラスチックや一部の金属、ガラスくずだけであることを知りました。

おそらく、ここまで徹底して、廃棄物の減量化を追及している企業はないでしょう。手作業に係る人件費の増大を企業努力でクリアーしているとのこと、来るべきリサイクル社会のお手本となるような先駆的事业を既に実現しているかのような印象を受けました。

この寄稿文を書くにあたって、この零細な、しかし地球の将来を見据えた企業の存在が脳裏に浮かびました。このような事業者を発掘し、モデル事業として援助し、リサイクル化促進の起爆剤にしていく…そのようなことも貴財団に期待したいと存じます。

廃棄物処理法に基づく 省令改正の概要

廃棄物処理法に基づく法律施行規則（省令）が改正され、平成10年3月26日に公布されました。今回の改正は、平成9年6月18日に公布された廃棄物処理法の改正法を施行（第2次施行）し、あわせて、廃棄物処理に関する諸基準を強化・明確化することにより、廃棄物処理の一層の適正化を図るもので、平成10年6月17日から施行されることとなりました。

改正内容の概要は、次のとおりです。

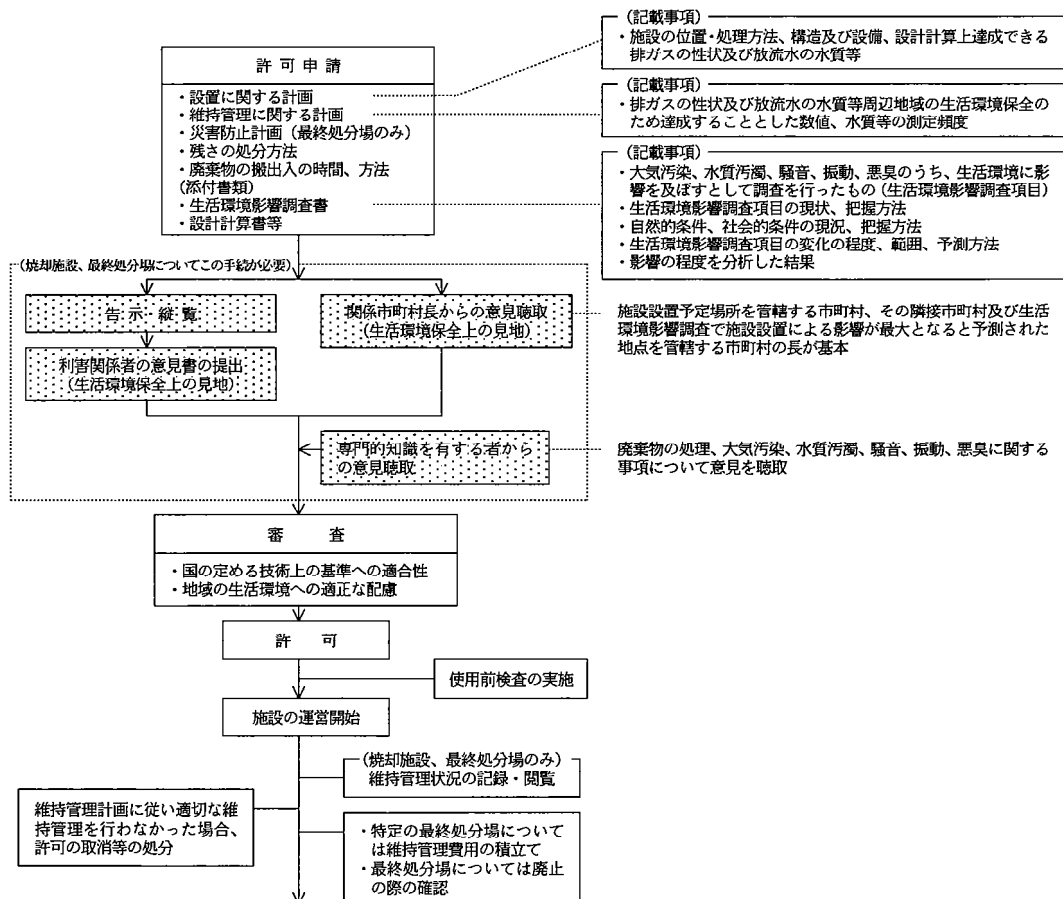
第1. 改正法の第2次施行

（施設の設置及び維持管理）

1 施設の設置許可手続き

施設の設置許可手続きから運営までのフローについては図1のとおりである。

図1 施設の設置許可手続きから運営までのフロー



2 生活環境影響調査書

(1) 趣旨

処理施設の設置許可申請者が施設の構造・維持管理について、その計画段階で周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮することを確保するとともに、都道府県等が許可に当たり、申請者の配慮が適正なものか否かを審査するために必要な資

料とするため、設置許可を要するすべての処理施設について生活環境影響調査を実施させる。

(2) 具体的な記載事項

産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る生活環境影響調査書に記載する事項については、表1のとおりである。

表1 生活環境影響調査書の具体的な記載事項

規則第11条の2	具体的な記載事項
<p>第1号 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種別及び規模並びに処理する産業廃棄物の種別を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）</p>	<p>ア 調査を行う事項：処理施設の稼働、廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭 イ 各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、処理施設の種別、規模、処理対象廃棄物の種別・性状を勘案して申請者が選定する。生活環境影響調査項目の選定は、別表の調査項目の中から選定することを基本とする。</p>
<p>第2号 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法</p>	<p>生活環境影響調査項目の現況、その把握の方法を記載する。調査項目の現況把握の具体的な方法としては、処理施設の種別・規模、自然的条件及び社会的条件を踏まえ、調査対象地域を設定したのち、原則として既存の文献・資料により行うこととし、それらが不十分な場合には、現地調査によりこれを補う。</p>
<p>第3号 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法</p>	<p>影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況・その把握の方法について記載する。調査項目の現況把握の方法としては、原則として既存の文献・資料により行うこととし、既存の文献・資料だけでは影響の予測、影響の程度の検討を行う上で不十分な場合は、現地調査によりこれを補うものとする。 把握する自然的条件及び社会的条件の項目については、調査事項ごとに次に示す項目を基本とするものとする。 ○大気汚染 気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量、主要な発生源 ○水質汚濁 水象（河川の流量、流況等）、水利用、主要な発生源 ○騒音 土地利用、人家等、交通量、主要な発生源 ○振動 土地利用、地盤性状、人家等、交通量、主要な発生源 ○悪臭 気象、土地利用、人家等、交通量、主要な発生源 なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とする。</p>
<p>第4号 当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法</p>	<p>ア 処理施設の設置により予測される生活環境影響評価項目の変化の程度、その変化が及ぶ地域の範囲、その予測の方法を記載する。 イ 生活環境影響の予測は、計画されている処理施設の構造・維持管理を前提とし、一般的に用いられている予測方法（定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算式、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等。標準的な予測手法を別表に示す。）により行う。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行う。</p>
<p>第5号 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果</p>	<p>ア 処理施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と合わせて分析結果を記述する。 イ 生活環境影響調査項目ごとの分析すべき影響は、別表に示すものを原則とする。</p>
<p>第6号 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由</p>	<p>処理施設の構造、処理対象廃棄物の種別等により影響の発生が想定されず、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載する。</p>

別表

	選定する生活環境影響調査項目（第1号）	標準的な予測手法（第4号）	分析すべき影響（第5号）
大気汚染	焼却施設の煙突からの排ガスについては、SO ₂ 、NO _x 、ばいじん、HCl、ダイオキシン類その他処理される廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目、廃棄物運搬車両の排気ガスについては、NO _x 等	ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法	寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響
水質汚濁	処理施設から排出される排水については、BOD（排出先が海域又は湖沼の場合はCOD）、SS、窒素含有量（排水基準を定める総理府令別表第2の備考6に定める場合に限る。）その他処理される廃棄物の種類及び性状からの影響が生ずると予想される項目	数値シミュレーション手法を用いて水質濃度を予測する方法	水道の取水地点等における利水上の障害等の影響
騒音	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音	騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法	騒音の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点における影響
振動	処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動	振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法	振動の大きさの寄与が最大となると予測される処理施設及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点における影響
悪臭	煙突等から排出される悪臭、施設から漏洩する悪臭又は廃棄物運搬車両から排出される悪臭については、廃棄物の種類又は性状により排出が予想される悪臭物質又は臭気指数等	煙突等から排出される悪臭については、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法、施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法	煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点及びその周辺の人家等を含む地域における影響、処理施設から漏洩する悪臭については、処理施設周辺の人家等が存在する地域における影響

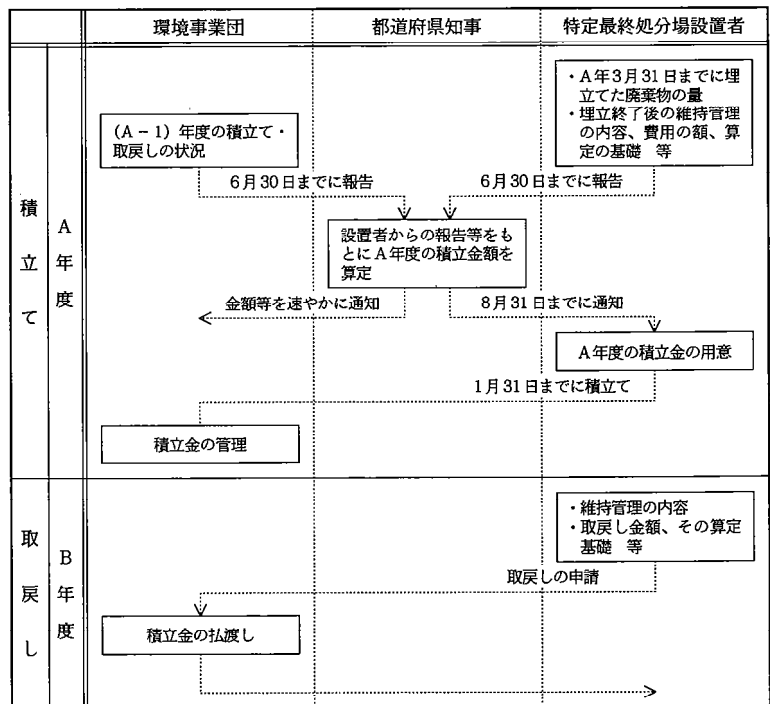
(注) 同等の大きさの寄与が複数地点において生ずる場合は、それらのすべての地点

3 維持管理積立金制度

(1) 趣旨

- 管理型最終処分場等は、埋立終了後、埋め立てた廃棄物による環境汚染の危険性が低減するまで長期にわたり、浸出液の処理、放流水・周縁地水等のモニタリング等の維持管理を継続して行わなければならないという特徴を有している。
- こうしたことから、管理型最終処分場等の長期にわたる適正な維持管理を確保するため、最終処分場の管理者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てること

図2 積立て・取戻しの流れ



を義務づける。

(2) 対象施設

国又は地方公共団体（港湾局を含む。）以外の者が設置する一般廃棄物最終処分場及び管理型の産業廃棄物最終処分場（以下「特定最終処分場」という。）であって、平成10年6月18日以降に埋立処分を開始したもの。

(3) 積立て・取戻しの手続

維持管理積立金の積立てから取戻しの手続は、図2のとおり。

(4) 積立金の算定方法

維持管理積立金の算定方法は、図3のとおり。

4 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度

(1) 趣旨

最終処分場や焼却施設については、放流水や排ガスにより地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、施設の維持管理の透明性を確保し、その信頼性の向上を図るため、維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じてこれを閲覧させることとした。

(2) 対象施設

最終処分場及び焼却施設

(3) 記録・閲覧の方法

表2のとおり。

図3 維持管理積立金の算定方法

- 維持管理積立金の額は、毎年度、都道府県知事が特定最終処分場設置者からの報告等をもとに、個別の処分場ごとに下記の算定式により算定される。

$$\text{当該年度に積立てるべき額：A} = [\text{維持管理に必要な総額：C}] \times \frac{[\text{埋立開始年月から当該年度末までの月数：r}]}{[\text{埋立開始年月から埋立終了予定年月までの月数：R}]} - [\text{前年度までの積立金：T}]$$

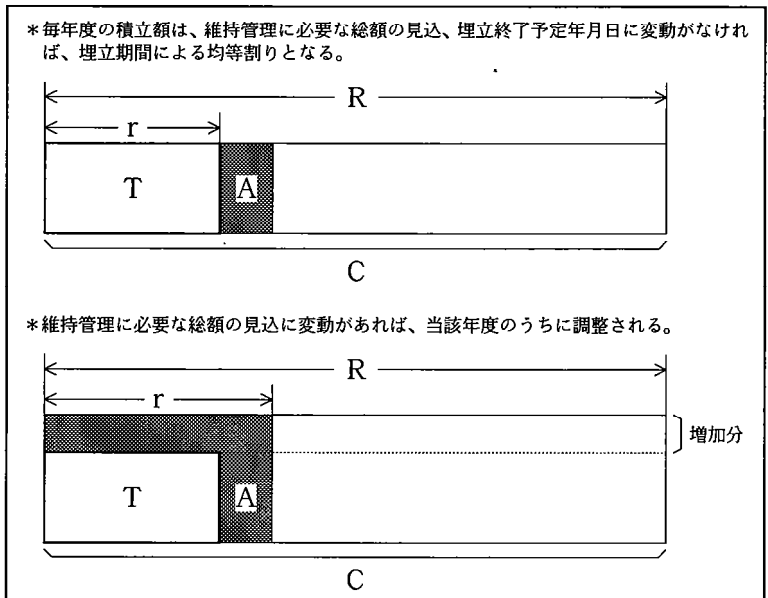


表2 記録・閲覧の方法

○ 記録を備え置く期限：測定結果の得られた日又は点検を行った日を含む月の翌月末	○ 閲覧期間：備え置いた日から3年間
○ 記録する事項 (焼却施設)	
・処分した廃棄物の種類、数量	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼ガス温度 ・ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 ・ 排ガス中のCO濃度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測定を行った位置 ・ 測定結果が得られた年月日 ・ 測定結果
・ 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	・ 除去を行った年月日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガス中のダイオキシン類濃度 ・ 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫酸酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガスを採取した位置 ・ 排ガスを採取した年月日 ・ 測定結果の得られた年月日 ・ 測定結果
(最終処分場 [予定])	
・ 埋め立てた廃棄物の種類、数量	
・ 擁壁等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検を行った年月日 ・ 損壊するおそれがあると認められた場合、講じた措置
・ 遮水工の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検を行った年月日 ・ 遮水効果が低下するおそれが認められた場合、講じた措置
・ 放流水、周縁地地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取した場所 ・ 採取した年月日 ・ 測定結果の得られた年月日 ・ 測定結果
・ 浸出液処理設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検を行った年月日 ・ 異常が認められた場合、講じた措置

第2 廃棄物処理に関する諸基準の強化・明確化

1 委託基準及び再委託基準の見直し

(1) 趣旨

産業廃棄物については、排出事業者の責任において適正に処理することが原則

であることから、排出事業者責任の履行の徹底を図るため、産業廃棄物処理の委託基準及び再委託基準の強化・明確化を行うものである。

(2) 内容

表3のとおり。

表3 委託基準及び再委託基準の強化・明確化の内容

(1) 委託基準の強化関係

委託契約書に記載すべき事項として下記の事項が追加された。

- 施設の処理能力
委託契約に係る産業廃棄物を処分又は再生する施設について記載する。
- 委託契約の有効期間
委託契約の開始年月日と終了年月日を明らかにする。
- 委託者が受託者に支払う料金
処理料金は一月当たり又は単位当たりの料金を記載して差し支えない。
- 積替え又は保管を行う場所に関する事項
安定型産業廃棄物の運搬を委託する場合には、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの許否等についても記載する。
- 適正な処理のために必要な事項に関する情報
「他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項」とは、収集運搬の過程において他の廃棄物との混合や水との接触、衝撃を与えること等により生ずる性状の変化及びそれに起因する人の健康や生活環境に係る被害や予定する処分に対する支障等である。
「その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」とは、委託者が把握している当該産業廃棄物の有する特性や委託する内容、受託者の業の形態等から、受託者が当該産業廃棄物を取り扱う際に必要と考えられる注意事項について広く記載する。

(2) 再委託基準の強化関係

再委託しようとする者は、あらかじめ排出事業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で、書面による当該事業者の承諾を受けなければならない。

2 PCB 廃棄物の処理基準の見直し等

(1) 趣旨

- トランス、コンデンサ及び熱媒体等に用いられたPCBについては、高温焼却による処理方法が定められているが、処理施設の整備が進まず、大部分のPCBは事業者により保管され続け、紛失等

の問題が懸念されている。

- 近年の無害化処理技術の開発とその実用化、欧米における処理の動向等に鑑み、新技術を踏まえた処分基準等の見直しを行った。

(2) 内容

表4のとおり。

表4 PCB廃棄物の処理基準の見直し等の内容

<p>(1) PCB汚染物の追加</p> <p>トランス等の処理に伴って発生するPCBの染み込んだ絶縁紙、PCBを拭き取ったぼろ布等のPCBが染み込んだ紙くず、木くず及び繊維くずをPCB汚染物に追加</p> <p>(2) PCB処理物の判定基準</p> <p>廃PCB等及びPCB処理物を処分するために処理したにもかかわらず、PCBが判定基準以上含まれているものについては、PCB処理物として特別管理産業廃棄物に該当。判定基準以下になったものについては、その性状により、廃油、廃酸に相当。</p> <p>(3) 廃PCB等、PCB汚染物の処分の基準</p> <p>焼却又は厚生大臣が定める方法によることとした。厚生大臣が定める方法についてはおって告示する予定。</p> <p>(4) 許可対象施設の追加及び構造・維持管理基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none">○ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設<ul style="list-style-type: none">・ 日常的な運転管理を行うために必要な分析設備等の設置・ 処理の方式に応じて薬剤等の供給量の調整装置、温度制御装置等の設置・ 反応温度等に異常が認められた場合には、性状分析、再処理等の措置・ 6月ごとに1回の公定法による水質等の測定を義務づけ○ PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設<ul style="list-style-type: none">・ 流出防止堤等の設置・ 日常的な運転管理を行うために必要な分析設備等の設置

3 廃棄物保管基準強化の概要 とおりで、新基準による判定例及び保管量
保管基準の強化の概要については、表5の 上限に関する特例は、図4のとおり。

表5 廃棄物保管基準強化の概要

<p>構造等基準の強化</p>
<p>(1) 囲いの構造</p> <p>廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性の確保(対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等)</p> <p>(2) 保管場所の掲示板の設置</p> <ul style="list-style-type: none">① 掲示板の寸法を規定 60cm × 60cm 以上② 表示すべき事項を規定<ul style="list-style-type: none">・ 積替保管の場所である旨・ 廃棄物の種類・ 管理者の名称、連絡先(管理を担当する課係名、電話番号)・ 最大積み上げ高さ(屋外で容器を用いない場合)・ 保管可能量(産業廃棄物のみ(事業場での運搬されるまでの保管を除く。)) <p>(3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止(底面を不浸透性材料)</p>

保管の高さ制限

(屋外で容器に入れずに保管する場合)

- (1) 廃棄物が囲いに接しない場合
 囲いの下端から勾配50%以下
- (2) 廃棄物が囲いに接する場合
 - ・ 囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下
 - ・ 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

産業廃棄物の保管量の上限

- (1) 産業廃棄物の積替保管は平均搬出量の7日分以内
- (2) 産業廃棄物の処分に係る保管は処理能力の14日分以内
 - ・ 対象廃棄物は建設廃棄物（再生利用のコンクリート、アスファルトコンクリートの破片を除く）及び廃タイヤ

※適用除外等

- 積替保管の保管量の適用除外を規定
 船舶の積載量が平均搬出量の7日分を超える場合
- 処理施設での保管量の特例
 - ・ 船舶の積載量が処理能力の14日分を超える場合は、
 積載量 + 処理能力 × 7日分
 - ・ 定期点検等期間中に保管する場合は、
 処理能力 × 点検等の日数 + 7日分（点検等終了後60日以内に基本数量（処理能力の14日分）に復帰）
 - ・ 廃タイヤを豪雪地帯指定区域で11～3月に保管する場合は、処理能力の60日分
- 事業場での運搬されるまでの保管については適用されない。

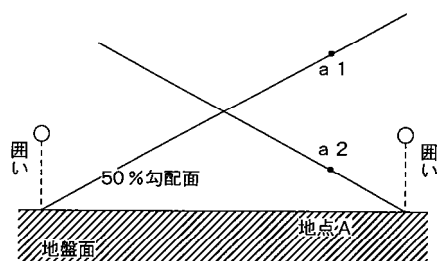
その他

- ・ PCB汚染物又はPCBの保管に関する措置の追加

図4 新基準による測定例及び保管量の上限の特例

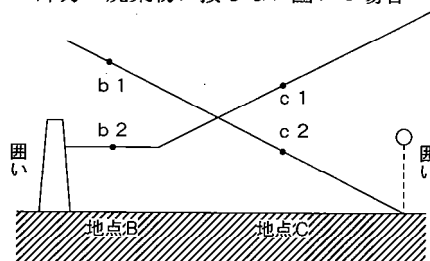
1. 高さの上限の判定例

(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



- 基準上の高さ上限
- ・ 地点A : a 2

(2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲いの場合



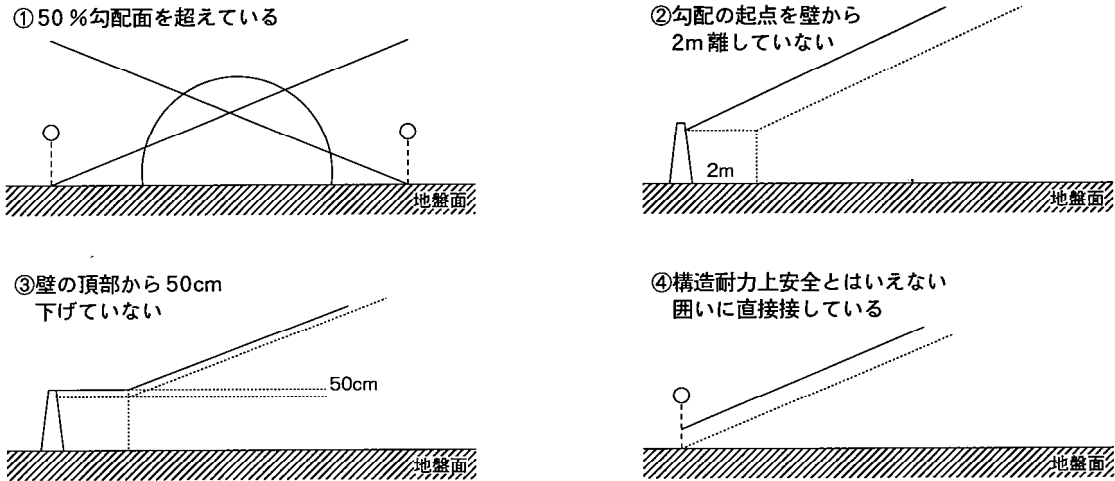
地点B : b 2

地点C : c 2

(図4)

2. 保管基準の判定例

(1) 模式図

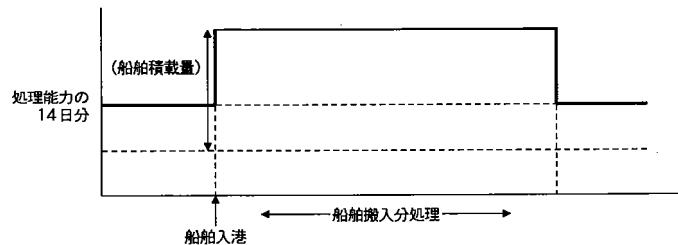


(2) その他違反となる例

- ① 囲いが廃棄物と接して曲がって(歪んで)いる。
- ② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げている。(さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm 継ぎ足した場合等を含む)

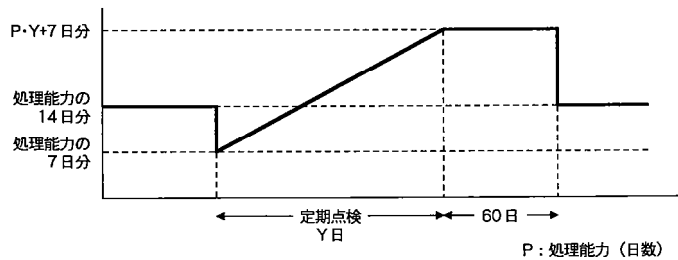
処分等に係る保管量の上限に関する特例 (——: 基準)

(1) 船舶の積載量が基本数量(処理能力の14日分)を上回る場合

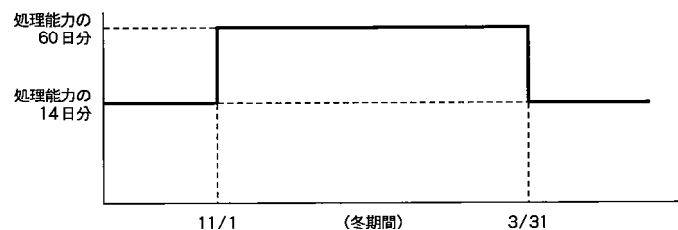


(2) 施設の定期点検等の場合(期間が連続7日間を超えるもの)

注)「定期点検等」とは、あらかじめ年間計画等に定められている定期的な点検又は修理であって、その期間が連続して7日間を超える規模のものをいう。これ以外の点検等についてはこの特例は適用されないことに留意されたい。



(3) 冬期間の豪雪地帯指定区域内の場合(廃タイヤの処理)



4 建設系の廃棄物に係る定義の見直し

(1) 趣旨

建設業に係る木くずについては、例えば、家屋の建設に伴って発生する木くずや足場に使用される木材等について、従来、一般廃棄物とされ、建築物の解体と新築が同時に行われる工事現場からそれらが混合して排出された場合に、一般廃棄

物及び産業廃棄物の両方の業の許可を持った処理業者しか取扱えない等の事態が生じ、法律上の取扱いが複雑になっていた。

このため、産業廃棄物の定義を改正し、建築物の新築・解体に係る廃棄物の取扱いについて見直しを行った。

(2) 見直しの内容及び経過措置については、表6のとおりである。

表6 建設系廃棄物の定義の見直し及び経過措置

(1) 内容

- ・建設業に係る木くずについては、工作物の新築又は改築に伴って生じたものも産業廃棄物とする。
- ・同様に、建設業に係る紙くず及び繊維くずのうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを新たに産業廃棄物とする。

(2) 経過措置

現在、一般廃棄物処理業の許可を得て工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた建設業に係る紙くず及び繊維くず並びに工作物の新築又は改築に伴って生じた建設業に係る木くず（以下「新築木くず等」という。）を処理している業者又は一般廃棄物処理施設の設置許可を得て当該廃棄物の焼却処理を行っている施設については、改正後は産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物焼却施設の設置の許可を得なければ当該廃棄物を処理することができなくなるため、これらの許可業者等に対する影響に配慮し、一定期間の経過措置を設けることとする。

(1) 産業廃棄物処理業の許可みなし

現に一般廃棄物処理業の許可を得て新築木くず等を処理している業者については、施行の日（平成10年6月17日）から1年間に限り、新築木くず等の処理を事業の範囲とする産業廃棄物処理業の許可とみなすこととする。

(2) 産業廃棄物処理施設の許可みなし等

ア 新築木くず等の処分の用に供される一般廃棄物の焼却施設又は一般廃棄物の最終処分場（以下「新築木くず等処理施設」という。）について設置許可の申請を行った者であって、平成10年6月16日の時点において許可又は不許可の処分を受けていないものは、新築木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設として許可の申請を行ったものとみなす。

イ 施行前に、新築木くず等処理施設について設置許可を受けた者は、新築木くず等の処分の用に供される産業廃棄物処理施設として許可を受けたものとみなす。

公共関与による廃棄物

最終処分場の建設に向けて



(財) 山梨県環境整備事業団

総務課長 今村 均

＝まえがき＝

財団ニュースでは、各都道府県において産業廃棄物処理行政に携わる方、環境整備事業団等において産業廃棄物処理に実際に取り組んでおられる方から、それぞれのお立場でのご意見、当財団への注文等につきまして、順次掲載させていただくこととなりました。

第1回として、本号では山梨県環境整備事業団からの文章を紹介させていただきます。

第1号の処分場

20世紀もあと3年足らずとなった現在、脱高エネルギー消費と環境保全が叫ばれる中、ごみ問題は一大転機を迎えようとしています。

山梨県においても、ごみの資源化に向け精力的に取り組んでいるところですが、一方、最終処分場の確保の問題についても、数年来の大きな懸案事項となっています。

山梨県の廃棄物処理は、この最終処分場の確保問題を抜きでは語れません。

平成5年度に実施された産業廃棄物処理実態調査によれば、山梨県内で年間約168万トンの産業廃棄物が排出され、最終処分される量は46万トンと推計されています。しかしながら現在、県内には産業廃棄物の管理型最終処分場が1つもあ

りません。そのため、それらの廃棄物は処理を他県に依存している状況が続いています。

その一方で、これまでは許可の対象とはならなかった、ミニ処分場と呼ばれる小規模の安定型処分場の設置による周辺住民とのトラブルがこの数年激増しております。

また、昨年の一部の市町村及び一部事務組合による一般廃棄物焼却残さの不適正処理（素掘り埋立など）も新聞で大きく取り上げられ、県民から厳しい批判を頂いたところでもあります。

今後、処分基準等の強化により、管理型処分場の重要性がますます重要となる中、将来にわたって安全を確保できる最終処分場の早期確保が行政の大きな課題とされてきております。

本県では、公共関与による管理型最終処分場を建設するため、県、市町村、産業経済界の三者による出捐により、私ども財団法人山梨県環境整備事業団が平成6年11月に発足いたしました。

県の基本構想では、県内を5つの圏域に分け、それぞれの圏域ごとに市町村長の検討によって候補地を決め、順次最終処分場を整備していくこととしておりますが、その中で事業団の役割は、処分場の建設と運営となっております。

現在私どもは、その第1号の処分場として、山梨県北西部に位置する明野村での建設に向け、地元交渉を行っているところです。

本稿では、この地元交渉を通じて感じました合意形成の難しさについて書かせていただきます。

計画している管理型最終処分場は、県内で発生する安定型産業廃棄物（5品目）及び管理型産業廃棄物（7品目）、そして一般廃棄物焼却施設からの灰を受け入れる予定としています。容量は覆土量を含め52万㎡で、埋立期間は5.5年です。

建設計画に対し、地元地区からは平成6年に条件付き賛成・容認をいただき、その最大の条件である「安全性」についての協議を続け、現在に至っている次第です。

地元との交渉で特に論議されているのが、シートからの漏水、ダイオキシン、内分泌攪乱物質への不安や、監視体制などです。

管理型最終処分場で最も大きな不安要素とされるのが、シャ水シートの破損による汚水漏れです。私どもの計画では、2種類の性質の異なったシートを用いる2重シャ水工法に加え、電氣的漏水検知システムを採用し、漏水対策を講じております。しかしそれでも、埋立廃棄物の安定化に要する年数とシートの耐久年数の比較、埋立作業での重機によるシート破損の可能性など、様々な意見、質問が住民の方々から出されております。

ダイオキシンの問題

次に、ごみ焼却場から排出されるダイオキシン類について、この数年大きな社会問題となっています。私どもの計画では焼却場からの灰を受け入れることから、処分場の放流水に含まれるダイオキシン類への不安の声が、住民の方々から大変強く上がっています。

平成9年1月に国から出された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」には、主にごみ焼却場からの排煙についての対策が述べられておりますが、最終処分場での対策は埋立作業中の飛散防止及び浸出処理でのSS（浮

遊物質）の除去によることとされております。

私どもも県行政を通じまして一般廃棄物の焼却場から発生する灰のダイオキシン濃度などの資料を集められるだけ集めて、放流水濃度のシミュレーションなどを行いました。

もちろん、本県においても灰の溶融化施設の導入などが検討されていますが、実現にはまだまだ時間がかかりそうです。

こうしたことから、私どもは浸出水、処理水などでダイオキシンのモニタリングを行い、施設の維持管理に努めていくことを地元にお約束させていただきました。

一方、最近はプラスチック等から溶出するとされる内分泌攪乱物質（環境ホルモン様物質）の問題が大きくクローズアップされています。

現実に廃プラスチックは毎日のように排出されるのですから、その安全な処理を確保できるよう、努力しなければならないことは承知しているものの、本来この問題は廃棄物に対して論ずるよりも、広く化学物質の使用について考えるべきではないかとも思います。

ダイオキシンや環境ホルモン物質の類は、まだまだ国においても研究途上ではありますが、ごみ処理は毎日が逼迫した問題であり、施設設置には大変厳しい条件であることは否めません。

いずれにしても、本計画の実施に際しては、これまで住民の方々から出された様々な意見、疑問などにできるだけ答えていく中で、地元の御理解を得て、より安全で信頼の頂ける施設の設置・運営を目指していきたいと考えております。

最後に、私ども山梨県環境整備事業団は、振興財団の債務保証をいただきまして、処分場の建設に向けて鋭意努力を続けております。

当初の建設スケジュールよりも大幅に遅れているため、振興財団を始め関係団体の方々へ心配をおかけしていることをお詫びするとともに、今後とも一層のご支援をいただきますようお願いいたします。

平成10年度 事業計画決定

—— 第21回理事会開催 ——

財団の第21回理事会が3月27日、経団連会議室で開かれ、平成10年度事業計画、収支予算、役員等改選さらに寄附行為の一部改正について審議された。

主な内容は以下のとおり。

1. 債務保証事業

- ・特定債務保証、一般債務保証事業で目標額の設定
- ・廃棄物処理センター整備促進のための情報交換を目的とした全国担当者会議を11月に開催
- ・財団機関紙（財団ニュース）の発行
- ・債務保証実施企業による情報交換のための交流会の開催

2. 助成事業

下記に対する助成

- ・産廃処理に関する新技術開発
- ・高度化技術による産廃の減量化
- ・産廃処理新技術利用の起業化

3. 振興事業

- ・'98廃棄物処理展への出品
(10年5月26～29日 東京有明)
- ・PCB処理ガイドラインの作成など、PCB処理の円滑化に向け、支援事業を展開
- ・廃棄物処理センター整備基本計画調査の策定に係るバックグラウンド調査（厚生省受託）
- ・産廃処理施設整備の技術開発、産廃処理施設の生活環境への影響と保全への配慮（環境事業団受託）

4. 収支予算については、上記事業計画に沿った予算が説明され承認された。

5. 「寄附行為の一部改正」が提案され、財団業務の一部を改正する内容が説明、審議、承認された。

6. 理事、評議員および企画・運営委員が改選となり、下記の新任者を除き、他の全員が再任された。

理事長	太田文雄	(留任)
副理事長	中野徹雄	(")
常務理事	竹内孝夫	(")
"	山本 武	(")
"	緒方信一	(")
"	加藤秀平	(新任)
"	太田 元	(")
新任理事	岸 暁	全国銀行協会連合会 会長
"	末吉興一	北九州市市長
"	加藤秀平	財団常務理事
"	太田 元	経団連参与
新任評議員	岩崎彦明	千葉市環境局長
"	瀧田 浩	川崎市環境局長
新任企画・運営委員		
"	石毛 宏	東京三菱銀行

なお、理事会に先立ち、第15回評議員会が3月24日に開かれ、前述の事業計画、収支予算、役員等改選、寄附行為の一部改正について審議、承認された。

編 集 後 記

最近、ゴミ（廃棄物）が少なくなったと言う話をよく聞く。原因は不景気による産業活動の低迷にもよるが、むしろ国民・企業の意識の変化そして分別収集の普及等社会の仕組みの変化によるのだろう。ゴミ問題山積の日本列島にとっては、誠に喜ばしいことではある。

しかし、リサイクル業者、処理業者にとってはメシの種が少なくなり、数量確保や価格の競争激化を強いられる状況となっている。「将来性ある環境関連産業」へと企業家の目が向き、参入しようとするものも多い。

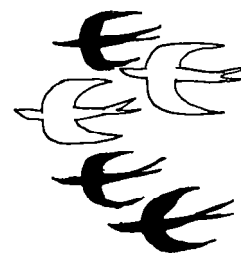
しかし、社会への貢献意欲・優れた保有技術・従前の方法でのゴミ（資源）集めのみでは企業は成り立たない時代になりつつある。

今大きく社会状況が変化しつつあるとの認識の上に立って取り組んでほしいと財団の業務を通して思うこのごろである。

なお、財団の片山徹常務理事が3月31日付きで退職、(財)日本環境整備教育センターに戻り、後任として4月2日付けで厚生省を退職された加藤秀平氏が常務理事に就任した。

また、4月2日付きで田口孔二業務部長が第一勧業銀行に戻りました。皆様のご支援を感謝します。

(常務理事 竹内孝夫)



「産廃振興財団ニュース」 No.12 1998.5

発行日 平成10年5月30日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

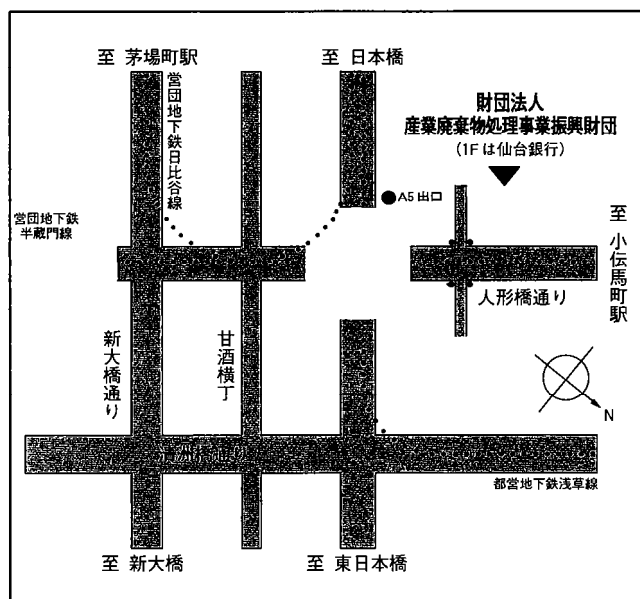
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号 (太陽堀留ビル5F)

TEL 03 - 3639 - 9040 FAX 03 - 3639 - 9038

印刷 (株)環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



営団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分
 財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
 営団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号
 太陽堀留ビル5階
 電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038